

(Ⅻ) 全国推進事業

第1 趣旨

要綱第2の1の(10)の全国推進事業の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

第2 事業実施主体

- 1 要綱別表2の事業実施主体の欄の生産局長が別に定める協議会とは、事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法等を明確にした団体の運営等に係る規約が定められているものとする。
- 2 農業生産工程管理体制構築事業の事業実施主体は、要綱別表2に定める事業実施主体であって、農業生産工程管理（GAP）（以下「GAP」という。）データベースの管理・運営に関する十分な知識のある者が参画している全国的な団体とする。
- 3 高度環境制御施設普及・拡大全国推進事業
 - (1) 栽培技術者育成支援事業の事業実施主体は、要綱別表2に定める事業実施主体であって、以下のアからウまでの要件を全てを満たすものとする。
 - ア 植物工場等における高度環境制御技術や栽培技術等の知識を有する人材の育成のための研修を行う拠点施設を整備していること。
 - イ 拠点施設は、野菜等の周年・計画生産が可能な機能を有していること。
 - ウ 太陽光利用型植物工場又は完全人工光利用型植物工場を含む施設園芸について幅広い知見を有していること。
 - (2) 次世代型通年安定供給モデル構築支援・環境整備事業の事業実施主体は、要綱別表2に定める事業実施主体であって、以下のア及びイの全ての要件を満たすものとする。
 - ア 太陽光利用型植物工場及び完全人工光利用型植物工場を含む施設園芸について幅広い知見を有していること。
 - イ 施設園芸に関連する事業者及び研究者等とのネットワークを有する全国的な団体であること。
- 4 普及活動情報基盤整備事業
 - (1) 普及情報ネットワークシステム整備運営の事業実施主体は、要綱別表2に定める事業実施主体であって、農業、協同農業普及事業、情報システムに関する知見及び国、都道府県の普及組織、試験研究機関等と連携し、農業、協同農業普及事業、普及指導活動に関して情報収集等の活動を行う能力を有し、かつ、活動の成果をデータベース化し、インターネットを利用した情報提供を行うシステムとその運営を行う能力を有する全国的な団体とする。
 - (2) 広域連携・活動支援システムの構築の事業実施主体は、要綱別表2に定める事業実施主体であって、農業、協同農業普及事業、情報システムに関する知見及び国、都道府県の普及組織、試験研究機関等と連携し、農業、協同農業普及事業、普及指導活動に関して情報収集等の活動を行う能力を有し、広域連携・活動支援を行うためのインターネットを利用した情報提供を行うシステムとその運営を行う能力を有

する全国的な団体とする。

5 革新的農業技術習得支援事業

(1) 研修ニーズ調査等の事業実施主体は、要綱別表 2 に定める事業実施主体であって、革新的な農業技術及び生産現場における技術的課題等について調査・分析を行える能力を有していること。

(2) 革新的農業技術に関する研修を実施する事業実施主体は、要綱別表 2 に定める事業実施主体であって、研修課題に対し、技術的能力を有し、適切に研修の実施を行える団体とする。

6 全国乳業合理化推進事業

乳業再編の手法に関する十分な知識のある専門家が参画している全国的な団体であって、適切な財政基盤、経理処理能力を有している団体であること

7 ニュービジネス育成・強化支援事業の事業実施主体は、要綱別表 2 に定める事業実施主体であって、代表者、組織及び運営について会則が策定されており、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有している団体とする。

第 3 事業実施手続

1 要綱第 5 の 1 の (4) に基づく全国推進事業計画の作成及び提出は、別記様式 1 号により行うものとする。

2 要綱第 5 の 1 の (3) の生産局長が別に定める重要な変更とは、事業の廃止のほか、補助事業費又は事業量の 3 割を超える変更をいうものとする。

3 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条第 1 項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあつては、事業実施主体は、あらかじめ、生産局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式 3 号により、生産局長に提出するものとする。

4 3 のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあつては、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、着手するものとする。また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

5 3 のただし書により交付決定前に着手する場合については、生産局長は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第 4 事業実施状況の報告

1 事業実施状況の報告

要綱第 6 の 3 に基づく事業実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の 7 月末までに事業の結果及び成果等について、別記様式 2 号により、行うものとする。

2 事業の実施状況に対する指導

生産局長は、1 の規定による事業実施状況の報告の内容について検討し、成果目標

に対して事業の進捗が遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行うなど必要な措置を講じるものとする。

第5 事業の評価

- 1 要綱第7の8に基づく事業実施主体による事業の自己評価及びその報告は、事業実施年度の翌年度において、成果報告書を別記様式第4号により作成し、7月末日までに行うものとする。
- 2 生産局長は、事業実施主体から1の報告を受けた場合には、内容を点検評価し、別記様式第6号に評価結果を取りまとめ、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

第6 事業の内容

要綱別表2の事業種類の欄に掲げる事業で実施できる取組は、地区推進事業の取組に資するもので、次のとおりとする。

1 農業生産工程管理体制構築事業

本事業においては、GAPを導入する生産者や生産者団体、GAPの指導者等の取組を支援するため、GAPガイドラインに則したGAPの導入産地における取組内容及び国内外のGAPの普及状況等に関するデータベース（以下「データベース」という。）の構築に係る以下の取組を実施するものとする。

- (1) データベースの構築について検討するための協議会の開催等
- (2) データベースの構築に必要な調査・分析

GAPガイドラインに則したGAPの導入事例の調査及び国内外の食品・流通事業者、農業者等におけるGAPの活用状況の調査等を実施すること。

- (3) データベースの作成

2 高度環境制御施設普及・拡大全国推進事業

植物工場をはじめとする高度環境制御施設において生産される農産物の安定供給体制の構築を図るため、植物工場等における栽培技術等の知識を有する人材の育成を行うとともに、生産者、実需者、学識経験者等からなるコンソーシアムの形成による農産物の安定供給モデルの構築等を行うために、次の取組を行うものとする。

- (1) 栽培技術者育成支援事業

植物工場等の技術に関する研修の受講が可能な施設において、高度環境制御技術や栽培技術等の知識を有する人材を育成するため、次の取組を行うものとする。

ア 運営検討会の開催

事業実施主体及び施設園芸に関する有識者等で構成される運営委員会を開催し、研修に係る運営方針の決定、効率的な事業の実施方法等を検討。

イ 研修の実施

植物工場等において、環境制御や適切な栽培管理を行える人材を育成するため、講義及び実践的な研修を実施。

- (2) 次世代型通年安定供給モデル構築支援・環境整備事業

植物工場等を経営する生産者、実需者、学識経験者等からなるコンソーシアムに

よる農産物の安定供給モデルの構築、植物工場等で生産された農産物の販路確保のための生産者と実需者との交流会等を行うことにより、植物工場等による農産物の安定供給体制を構築するため、次の取組を行うものとする。

ア 企画委員会の開催

(ア) 植物工場等施設園芸に関する有識者や実需者等による企画委員会を開催し、効率的な事業の実施方法等を検討。

(イ) 生産者、実需者等に対する全国実態調査結果や実需者と生産者とのマッチングに関する情報発信等を行うためのホームページを整備する。

イ 植物工場等で生産される農産物の安定供給モデルの構築に関する事業

(ア) 生産者、実需者、学識経験者、資材・機器メーカー等で構成される委員会を開催し、課題に対する改善方法等の検討や実施結果報告を取りまとめる。

(イ) 実需者、学識経験者、資材・機器メーカー等の支援チームの構成員が現地に出向き、栽培技術等について生産者に対する助言等の支援活動を実施。

ウ 全国実態・優良事例調査の実施

全国における植物工場等の実態把握や優良事例等について調査を実施する。

エ 実需者と生産者とのマッチングの開催

植物工場等で生産された農産物の特徴を活かし、外食・中食等を含めた販路拡大を図るために実需者と生産者のマッチングや植物工場等に係る生産者、学識経験者、実需者等の幅広い関係者による情報・意見交換等を行うセミナーを開催する。

オ 施設、資材等標準化推進協議会及び共同開発の実施

(ア) 標準化検討専門委員会の開催

学識経験者、施設メーカー、複合環境制御メーカー等による標準化専門委員会を開催し、(イ)及び(ウ)の取組内容等を検討する。

(イ) 標準化推進協議会

複合環境制御メーカーや施設メーカー等を対象として標準化の方向性について情報提供を行う協議会を開催する。

(ウ) 施設・資材等共同開発の実施

施設メーカー、学識経験者等により施設、資材等の共通仕様書を作成。

3 養蜂等振興推進事業

蜜蜂の適正管理等を新たに明記した改正養蜂振興法に対応し、蜜蜂の飼育管理等に関する技術指導方法の確立や技術指導者の育成等を目的として、次の取組を行うものとする。

(1) 事業推進委員会の開催

改正養蜂振興法に対応し、蜜蜂の飼育管理の技術指導手法等の検討のため、養蜂家、行政関係者、学識経験者等からなる事業推進委員会を開催する。

(2) 技術指導手引書等の作成

改正養蜂振興法に対応した蜜蜂の飼育管理等に関して、技術指導手引書等を作成する。

(3) 講習会等の開催

改正養蜂振興法に対応した蜜蜂の飼育管理等に関して、蜜蜂係者向けの講習会等を開催する。

4 国産花き等生販連携体制構築事業

(1) 花き商品情報提供強化事業

消費者の関心が高く国産花きの強みである、「日持ちの良さ」や品質の高さ、生産者のこだわり等の商品情報を消費者に届ける取組の実証を行い、その問題点を洗い出し、花き商品の情報提供を強化するためのマニュアルを作成するとともに、産地情報を検索しやすくするため、次の取組を実施するものとする。

ア 検討会の開催

生産から販売に至るまでの情報提供に係る問題点の抽出、ウの（ア）の実施グループの選定、マニュアル作成等のため、生産者、卸売業者、小売業者、消費者等で構成された検討会を開催する。

イ 調査の実施

アの検討会に必要な情報を収集するための実態調査及び文献調査を実施する。

ウ 花き関係者ネットワーク構築活動の実施

（ア）生産者、卸売業者、小売業者等からなるグループが、生産から販売に至るまでの情報提供に不可欠な生産・流通・販売の連携を強化するための連絡会議を開催する。

（イ）（ア）の連絡会議で必要な情報の実態調査及び文献調査を実施する。

（ウ）消費者への情報提供に必要な商品ラベル、パンフレット等の作成を行う。

エ 産地紹介ネットライブラリーの整備の実施

（ア）各産地の産地情報を消費者・小売店等が活用しやすくするための産地紹介ホームページを整備するとともに産地情報の収集・発信等を行う。

（イ）花き生産分野の技術及び経営に優れた生産者の顕彰を行い、他の生産者に紹介する。

(2) 花き日持ち保証販売実証事業

各種アンケートによって消費者のニーズが最も高いことが確認されている「日持ちの良さ」を具体的に消費者に示す販売方法についての実証を行い、その問題点を洗い出し、日持ち保証販売を推進するマニュアルを作成するため、次の取組を実施するものとする。

ア 検討会の開催

日持ち保証販売の実証試験の企画、日持ち保証販売に係る問題点等の抽出、ウの（ア）の実施グループの選定、マニュアルの作成等を検討するため、生産者、卸売業者、小売業者、学識経験者等で構成された検討会を開催する。

イ 生産段階の実証

日持ちを向上させる採花後の管理技術等の導入による実証試験を実施し、全国の花き産地において普及できるマニュアルを作成する。

ウ 販売実証

（ア）イを実施する生産者、卸売業者、小売業者等からなる実証グループによる、日持ち保証販売の実施に必要な、日持ち試験、産地から小売までの温度測定、

花きの状況観察等の試験を実施する。

(イ) 実証グループが日持ち保証販売を実施する上で必要な会議を開催する。

(ウ) 日持ち保証販売実証に必要な商品ラベル、パンフレット等の作成を行う。

エ 調査、試験の実施

(ア) ウを実施する小売店において、日持ち保証販売の販売効果や消費者の反応、消費者が実際に購入した商品の日持ち日数の追跡等の調査を実施する。

(イ) アの検討会に必要な情報を収集するための実態調査、文献調査、試験を実施する。

5 いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業

(1) 経営所得安定化対策事業

国産畳表の高品質化・ブランド化に取り組むいぐさ・畳表生産者に対し、国産畳表の価格が下落した際に畳表の市場価格の下落状況に応じて、経営安定のための一定額の助成金を交付する。

(2) 経営所得安定化対策推進事業

(1) の事業の推進に必要な事業推進会議や関係者への説明会等の開催、現地指導、畳表の売買実績の確認、いぐさ・畳表等の需給動向に係る情報の収集及び分析その他の必要な事業を行う。

6 花き産業活性化事業

(1) 花きに対する正しい知識の検証・普及事業

花きの消費を促すため、花きが人体や人間の活動に与える効用に関して消費者に提供すべき情報等を収集・検証し、その普及を図るため、次の取組を実施するものとする。

ア 検討会の開催

事業の効率的な実施を図るため、学識経験者、花き業界関係者、マーケティング関係者等で構成する検討会を開催する。

イ 消費者の求める情報の把握

(ア) 花きの特性や取扱方法に関して消費者が求める情報を把握し、消費者に提供すべき情報を収集するため、調査を実施する。

(イ) (ア) の調査実施にあたっては、アの検討会において、調査を行う地域及び人数、質問内容、調査方法等を検討するものとする。

ウ 文献等による消費者の関心が高い情報の収集

(ア) 研究論文、文献等を通じて、花きの消費拡大に結び付くような試験研究の成果、消費者が花きに親しむ上で役立つ管理方法や花きの効用等の情報を収集する。

(イ) (ア) の情報収集を行うにあたっては、学識経験者等の専門知識を有する者で構成する作業グループにおいて、情報の収集及び検証を行うものとする。

エ 花きに関する正しい知識の発信

(ア) イ及びウで得られた情報について、花きの需要拡大につながる正しい知識として整理し、オフィスや商業施設、医療・福祉施設等に贈答または装飾等で利用されている花きに関する管理・取扱方法や花きの効用がもたらす効果等のリ

リーフレットを作成して、小売店等に配布するとともに、当該事業で収集・整理した情報及び小売店等で利用できるツールを盛り込んだホームページを作成し、公開・運営する。

(イ) (ア)の整理に当たっては、アの検討会において、ホームページの内容及び構成、リーフレットの内容、配布先及び発行部数を検討するものとする。

(2) 花育活動推進事業

子供が花きに触れる機会を通じて、やさしさや美しさを感じる気持ちを育む「花育」の活動実践者を育成するため、活動に必要なツールの開発、研修会の開催等を行い、花育活動の全体的なレベルアップを図るため、次の取組を実施するものとする。

ア 検討会の開催

事業の効率的な実施を図るため、学識経験者、花き業界関係者、教育関係者、花育活動実施者等で構成する検討会を開催する。併せて、イ及びウの実施を通じて、花育を行う上での課題の整理をする。

イ 地域と連携した花育活動副読本及び実践事例集の作成・普及

(ア) 地域と連携した花育活動を対象にした副読本（指導案を含む。）及び小中学校の教員等が授業等に花育を導入する際に参考とするための実践事例集を作成して配布するとともに、当該副読本等の内容を盛り込んだホームページを作成し、公開・運営する。

(イ) (ア)の副読本等の作成に当たっては、アの検討会において、当該副読本等の内容、構成及び配布先等、ホームページの内容及び構成等を検討するものとする。

ウ 花育活動実践者を対象とした研修会の開催

(ア) 花育活動実践者の能力向上を図るための研修会を開催する。

(イ) (ア)の研修会の開催に当たっては、アの検討会において、研修会を実施する地域、研修の内容等を検討するものとする。

7 普及活動情報基盤整備事業

(1) 普及情報ネットワークシステムの整備運営

普及組織等に対する全国情報の提供により、普及活動の効率化に資するため、インターネット上において国、都道府県、普及指導センター等を結ぶ普及情報ネットワークシステムを企画運営する体制の整備、普及情報等のデータベースの構築・提供、外部データベースの活用等による普及組織・農業者等に対する情報の収集・提供、情報システムのメンテナンス等普及情報ネットワークシステムの整備・運営を行うものとする。

(2) 広域連携・活動支援システムの構築

普及指導員等の専門分野や過去の実績等を普及情報ネットワークシステム上に登録するとともに、分野毎に優れた知識と経験を有する者を集めて支援チームを組織し、ネットワークシステムを通じて各地の普及指導センターの活動等に助言可能な仕組みの構築・運営及びそのための検討会の開催を行うものとする。

また、現場段階の対応が必要な課題については、支援チームのメンバーが現地に

出向いて実態を分析し、現場の普及指導員等に対する助言等の支援活動を行うものとする。

8 革新的農業技術習得支援事業

大学・試験研究機関等で開発された革新的な農業技術のうち、産地の農業収益の向上に資することが期待される新技術を産地指導の中核となる普及指導員等の技術指導者に習得させるため、以下の取組を実施するものとする。

(1) 研修ニーズ調査等の実施

現場における技術的課題に基づく研修ニーズやそのニーズに対応する研究開発動向等を把握するための調査を行い、より効果的な研修内容や方法等を検討し、公表を行う。

ア 研修ニーズ等検討会の開催

農業技術に関する有識者等による検討会を開催し、研修ニーズ調査及び技術シーズの調査に関する企画検討、研修課題の決定等を行う。

イ 研修ニーズ調査等の実施

(ア) 研修ニーズの調査

生産現場における技術的課題に基づき、習得が求められる革新的な新技術等を把握するための調査を行う。

(イ) 技術シーズの調査

最新の農業技術のうち、生産現場の課題解決又は農業経営の革新に効果があると求められる技術についてリストアップを行う。

ウ 効果的な研修課題についての報告書作成

(ア) 研修課題についての報告書作成

研修ニーズ等検討会で決定した事項について、報告書として取りまとめる。

(イ) 調査結果の公表

(ア)により作成した報告書については、事業実施主体のホームページ等により公表を行う。

(2) 革新的農業技術に関する研修

以下の内容について、別に定める研修課題についての研修を実施する。

ア 革新的な新技術の習得

革新的な農業新技術のうち産地の農業収益の向上に資することが期待される新技術について、地域での組み立て実証に資する実践的な研修を実施する。

イ 最先端の分析技術の習得

最先端の分析技術について、技術指導者が行う指導の高度化に資する実践的な研修を実施する。

ウ 民間の先導的な技術の習得

民間が開発した先導的な技術について、生産現場への普及に資する実践的な研修を実施する。

9 ニュービジネス育成・強化支援事業

Iの(IV)の4の第4の1の(3)で定める中間事業者の育成・確保を図り、国産原材料の安定供給体制を確立するため、野菜及び茶を対象として次の取組を行うこと

ができるものとする。

(1) ニュービジネス育成・強化に係る全国団体等の運営

(2) 中間事業者の経営発展の支援に関する事業

ア 経営発展のための研究会の開催

イ 産地との連携強化及び販路開拓に向けた支援

(3) 安定供給体制の確立に関する事業

ア 生産技術等の普及推進

イ 安定供給体制の整備

ウ 産地間連携の推進

(4) 情報発信に関する事業

ア 国内外の先進事例の情報収集・普及

イ 情報の共有化の推進

10 全国乳業合理化推進事業

国における乳業再編整備又は集送乳の効率化に向けた取組を着実に推進する取組及び地区推進事業の取組に資するもので、次のとおりとする。

(1) 乳業の再編整備の実施に関する取組

全国又は、広域的地域における乳業関係者間の連携体制の構築、乳業再編整備の推進を図るための次に掲げる取組を行うものとする。

ア 全国等における乳業の合理化方針の策定

地域における乳業の再編の方向性等を定めた乳業再編全国ビジョン、及び広域的地域における乳業の再編の方向性等を定めたブロック乳業再編ビジョン等の策定を行うために、策定委員会等の開催、乳業等の現状調査の実施及び調査結果の分析等の取組。

イ 全国ビジョン等の具体化の調整、普及等

(ア) で策定した乳業再編全国ビジョンを具体化するために、酪農、乳業関係団体間の調整、普及・啓発、指導等の取組

(2) 再編合理化工場等への経営指導等

乳業工場の再編合理化を実施する際の参考となる経営分析、経営シミュレーション等の実施、事業の実施における調整事項等の指導等の取組を実施するものとする。

第7 補助対象経費

補助対象経費は、各事業ごとに直接要する別紙の経費（ただし、専門員等設置費は第6の7の事業に限る。）であって本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

1 農業生産工程管理体制構築事業

(1) 協議会開催に係る経費であって、謝金、旅費、会場借料等とする。

(2) 調査・資料の購入・分析に係る経費であって、謝金、旅費、通信運搬費、資料購入費、役務費等とする。

(3) データベース作成に係る経費であって、役務費等とする。

2 高度環境制御施設普及・拡大全国推進事業

(1) 栽培技術者育成支援事業

ア 運営検討会等に係る経費であって、事業費、旅費、謝金、賃金、雑役務費等とする。

イ 研修の実施に係る経費であって、事業費、旅費、謝金、賃金、雑役務費等とする。

ウ 実績報告書等の作成に係る経費であって、事業費、謝金、賃金等とする。

(2) 次世代型通年安定供給モデル構築支援・環境整備事業

ア 委員会・協議会等に係る経費であって、備品費、事業費、旅費、謝金、賃金、役務費、雑役務費等とする。

イ 情報発信に係る経費であって、ホームページ作成委託費等とする。

ウ 指導者の派遣に係る経費であって、謝金、旅費等とする。

エ 調査等に係る経費であって、旅費、謝金、賃金、委託費等とする。

オ マッチングの開催に係る経費であって、備品費、事業費、旅費、謝金、賃金等とする。

カ 実績報告書等の作成に係る経費であって、事業費、謝金、賃金等とする。

3 養蜂等振興推進事業

(1) 委員会開催に係る経費であって、委員謝金、委員旅費、会場借料、通信運搬費、賃金等とする。

(2) 技術指導手引書等の作成に係る費用であって、委員謝金、委員旅費、会場借料、通信運搬費、賃金等とする。

(3) 講習会等の開催に係る費用であって、委員謝金、委員旅費、会場借料、通信運搬費、蜜蜂導入経費、賃金等とする。

4 国産花き等生販連携体制構築事業

(1) 花き商品情報提供強化事業

ア 検討会の実施に係る経費であって、委員謝金、委員旅費、会場借料、飲食費等とする。

イ 調査の実施に係る経費であって、通信運搬費、調査旅費、調査員の賃金等とする。

ウ ネットワーク構築に係る経費であって、会場借料、飲食費、通信運搬費、調査旅費、調査員の賃金、パンフレット印刷費等とする。ただし、自ら配布、商品に添付、店頭で掲示する等のために製作する商品ラベル、パンフレット等の印刷費以外の広告に係る役務費、委託費を除く。

エ ネットライブラリーの整備に係る経費であって、システム作成委託費、通信運搬費等とする。

(2) 花き日持ち保証販売実証事業

ア 検討会の実施に係る経費であって、委員謝金、委員旅費、会場借料、飲食費等とする。

イ 販売実証に係る経費であって、会場借料、飲食費、通信運搬費、調査員の賃金、調査旅費、日持ち試験の委託費、パンフレット等の印刷費等とする。ただし、以下に該当するものは除く。

(ア) 実証に必要となる対象物の購入費、梱包に係る原材料費、輸送に係る通信運搬費

(イ) 自ら配布、商品に添付、店頭で掲示する等のために製作する商品ラベル、パンフレット等の印刷費以外の広告に係る役務費、委託費

(ウ) 会議の開催、試験以外に係る賃金

ウ 調査、試験の実施に係る経費であって、調査員の賃金、調査旅費、通信運搬費等とする。

5 いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業

(1) 経営所得安定化対策事業

生産者に交付される助成金の4分の3に相当する金額を限度とする。

(2) 経営所得安定化対策推進事業

事業の実施に必要なして不可欠な旅費、賃金及び雑役務費等とする。

6 花き産業活性化事業

(1) 花きに対する正しい知識の検証・普及事業

ア 検討会の実施に係る経費であって、委員謝金、委員旅費、会場借料、飲食費等とする。

イ 調査の実施に係る経費であって、通信運搬費、印刷製本費、謝金、調査旅費、調査員の賃金等とする。

ウ 文献調査の実施に係る経費であって、資料購入費、調査旅費、調査員の賃金等とする。

エ 情報発信に係る経費であって、賃金、ホームページ及びリーフレット作成委託費、通信運搬費等とする。

(2) 花育活動推進事業

ア 検討会の実施に係る経費であって、委員謝金、委員旅費、会場借料、飲食費等とする。

イ 副読本等の作成に係る経費であって、通信運搬費、賃金、副読本等の作成委託費、副読本等の印刷費等とする。

ウ 研修会の実施に係る経費であって、会場借料、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、委員旅費、謝金、賃金等とする。

7 普及活動情報基盤整備事業

(1) 普及情報ネットワークシステムの整備・運営に係る経費であって、企画・運営に係る専門員等設置費、システム整備運営及びデータベース構築に係る賃金、事業費、旅費、謝金、委託費、役務費、雑役務費等とする。

(2) 普及指導員の広域的な連携・活動支援システムの構築に係る経費であって、普及指導センターの活動等に助言可能な仕組みの構築・運営に係る専門員等設置費、事業費、旅費、謝金、委託費、役務費、雑役務費等とする。

8 革新的農業技術習得支援事業

(1) 研修ニーズ調査等の実施

ア 研修ニーズ等検討会の開催に係る経費であって、事業費、旅費、謝金、賃金、雑役務費等とする。

イ 研修ニーズ調査等の実施に係る経費であって、事業費、賃金、雑役務費等とする。

ウ 研修課題についての報告書作成等に係る経費であって、事業費、旅費、賃金、雑役務費等とする。

(2) 革新的農業技術に関する研修

ア 革新的な新技術の習得のための研修実施に係る経費であって、事業費、旅費、謝金、賃金、雑役務費等とする。

イ 最先端の分析技術の習得のための研修実施に係る経費であって、事業費、旅費、謝金、賃金、雑役務費等とする。

ウ 民間の先導的な技術の習得のための研修実施に係る経費であって、事業費、旅費、謝金、賃金、雑役務費等とする。

9 ニュービジネス育成・強化支援事業

(1) 協議会、検討委員会等の開催に係る経費であって、事業費、謝金、旅費、賃金、雑役務費等とする。

(2) 研究会、交流会、研修等の開催に係る経費であって、備品費、事業費、旅費、謝金、賃金、役務費、雑役務費等とする。

(3) 実証、調査等の実施に係る経費であって、事業費、旅費、謝金、賃金、委託費等とする。

10 全国乳業合理化推進事業

(1) 協議会、検討委員会等の開催に係る経費であって、事業費、謝金、旅費、賃金、雑役務費等とする。

(2) 経営指導等の実施に係る経費であって、事業費、旅費、謝金、賃金、委託費等とする。

第8 全国推進事業の実施基準

全国推進事業の実施基準は次に掲げるものとする

1 各事業共通

(1) 次の取組は、国の助成の対象としない。

ア 国又は地方公共団体から他に直接又は間接に補助金等の交付を受け、又は受ける予定の取組

イ その成果について、その利用を制限し、公共の用に供さない取組

(2) 成果の普及

ア 事業実施主体は本事業の趣旨に鑑み、成果を普及するため、新聞、図書、雑誌論文等の印刷物やインターネット等で本事業における成果等を公表し、地区推進の取組に情報・技術の提供をするものとする。

イ 事業実施主体は、生産局長が本事業による成果の普及を図ろうとするときには、これに協力しなければならない。

2 農業生産工程管理体制構築事業

(1) 第6の1の(1)から(3)までの全てを実施するものとする。

(2) データベースの構築に必要な調査は、GAPガイドラインに則したGAPの導入

産地に対する対面調査及び国内外の食品・流通事業者、農業者等に対する対面調査を含むこと。また、産地の選択は、地域・品目やGAPの策定主体に偏りが無いものとするとともに、海外の食品・流通事業者、農業者等の選択は我が国農産物の輸出状況を踏まえたものとする。

(3) データベースは一般に公開するものとする。

(4) データベースは様々な地域・作目・経営状態にある産地・生産者にそれぞれ役立つ内容とし、利用者が使いやすいよう作成するものとする。

(5) データベースの作成に当たっては、全国で、様々な取組主体からGAPに関する情報と生産現場のニーズを幅広く把握するとともに、研究機関との連携等、データベースの内容について科学的な観点から評価が可能な体制を構築するものとする。

(6) データベースの周知に努めるものとする。

3 高度環境制御施設・普及拡大全国推進事業

(1) 第6の2の(1)のイは、講義と実習を概ね同程度の時間で行うこととする。

(2) 第6の2の(2)のウは、国内の植物工場等の経営状況、農産物等の輸出の検討の有無等や優良事例となる生産者の取組内容等に関する調査を実施するものとする。

4 養蜂等振興推進事業

第6の3の(3)の講習会等の開催に当たっては、内容等について開催場所の都道府県と協議するものとする。

5 国産花き等生販連携体制構築

(1) 花き商品情報提供強化事業

ア 第6の4の(1)のアの検討会は、必ず実施しなければならないものとする。

イ 第6の4の(1)のアの検討会には、成果を普及するための会議も含めるものとする。

(2) 花き日持ち保証販売実証事業

ア 第6の4の(2)のウの(ウ)及びエの(イ)以外の取組は、必ず実施しなければならないものとする。

イ 第6の4の(2)のアの検討会には、成果を普及するための会議も含めるものとする。

6 いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業

(1) 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成25年度から平成27年度までとする。

(2) 事業年度

本事業は、次に掲げる事業年度に区分し実施するものとする。ただし、平成25事業年度にあつては、平成25年7月1日から平成26年3月31日までに出荷された畳表を対象とするものとする。

ア 平成25事業年度 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

イ 平成26事業年度 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

ウ 平成27事業年度 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(3) 事業実施単位

本事業の実施単位は、都道府県単位とする。

(4) 経営所得安定化対策事業の実施方法

ア 銘柄の指定

事業実施主体は、経営所得安定化対策事業の対象となる銘柄を、次の表に掲げる豊表の原料いぐさ品種を用いたものの中から三銘柄を限度として指定するものとする。

都道府県	品種
福岡	筑後みどり
熊本	ひのみどり、夕凧、ひのはるか

イ 助成金の交付対象者

助成金の交付対象者は、以下に掲げる全ての要件を満たすいぐさ・豊表生産者とする。

(ア) いぐさ・豊表産地の構造改革の推進について（平成17年4月27日付け16生産第8394号農林水産省生産局長通知）第3の規定に基づき、今後の産地の構造改革の方向性を明示したいぐさ・豊表構造調整計画を作成している県内の生産者であること。

(イ) 農家所得の5割以上が農業所得であって、自営農業従事日数が年間60日以上である世帯員がいる生産者であること。

(ウ) 当該生産者のいぐさ作付面積全体に占める、事業実施主体がアにより指定した銘柄（以下「指定銘柄」という。）に係る豊表の原料いぐさ品種の作付面積の割合（以下「銘柄品種作付面積割合」という。）が、平成25年産において原則として5割以上であって、平成29年産までに銘柄品種作付面積割合を1割以上増加させる計画を定めている生産者であること。

ただし、やむを得ない理由により、銘柄品種作付面積割合が5割を下回っている生産者にあっては、平成29年産までにこれを6割以上とする計画を定めている場合は、交付対象者に含めることができるものとする。また、平成25年産の銘柄品種作付面積割合が既に9割を超えている生産者は、平成29年産までにこれを10割とする計画を定めている生産者であることとする。

(エ) QRコード等による生産履歴付き豊表の出荷比率を、平成25年産を基準として、平成29年産までに1割以上増加させる計画を定めている生産者であること。ただし、平成25年産の当該豊表の出荷比率が9割を超えている生産者は、平成29年産までにこれを10割とする計画を定めている生産者であることとし、また、平成25年産の当該豊表の出荷比率が10割に達している生産者は、平成29年産までこれを維持する計画を定めている生産者であることとする。

この場合、生産履歴付き豊表の出荷比率とは、オの（イ）の契約対象として出荷した豊表のうち、生産履歴付き豊表の出荷枚数の占める割合をいうものと

する。

(オ) オの(ア)及び(イ)の契約を締結し、カの拠出金を納付している生産者であること。

ウ 助成金の交付対象畳表

(ア) 助成金の交付対象とする畳表は、指定銘柄にあっては、110センチメートル以上の長さで選別されたいぐさにより製織されたもの、指定銘柄以外の一般品にあっては、97センチメートル以上の長さで選別されたいぐさにより製織されたものであって、次に掲げるいずれかの取引により売買されるものとする。

- a せり売又は入札によって公正な取引及び価格形成を行うことが定款、規程等に明記され、畳表について1年以上の取引実績があり、事業実施主体の求めに応じ、本事業の適正な実施に必要な限りにおいて売渡しの時期、数量及び価格等に関する情報の提供を行うことが可能な産地卸売市場における取引
- b 取引価格がaにおける売渡しの価格に連動して決定されることが、対象畳表の取扱要領又は売買契約書等の書面において明記され、事業実施主体の求めに応じ、本事業の適正な実施に必要な限りにおいて売渡しの時期、数量及び価格等に関する情報の提供を行うことが可能な取引

(イ) 助成金の交付対象とする畳表は、当該事業年度内に売買されたものに限るものとする。ただし、平成25事業年度にあっては、(2)のただし書きによるものとする。

エ 助成基準価格等の算定

事業実施主体は、あらかじめ、次に掲げる助成基準価格、最低基準価格、助成基準価格帯、助成金の単価及び生産者拠出金の単価(以下「助成基準価格等」という。)を、各指定銘柄及び一般品の別に算定し、これを公表するものとする。

助成基準価格等の算出については、ウの(ア)のaの産地卸売市場のうち平成15年1月以前から取引が継続されており、少なくとも平成27事業年度までは取引が継続されることが見込まれる産地を代表する市場(以下「産地代表市場」という。)における価格を用いて行うものとする。

(ア) 助成基準価格

- a 事業実施主体は、畳表価格が下落した場合に、助成金を交付する基準となる価格として、助成基準価格を定めるものとする。
- b 助成基準価格は、平成19い業年度(当該年の7月から翌年6月までをいう。以下同じ。)から平成22い業年度まで及び平成23年度(当該年の4月から翌年3月までをいう。以下同じ。)の各年度における畳表の平均価格に、いぐさ・畳表構造改革緊急支援事業実施要領(平成14年3月14日付け13生産第9787号農林水産省生産局長通知)第5の10の規定、いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業実施要領(平成22年4月1日付け21生産第10574号農林水産省生産局長通知)第8の7の(1)の規定、又は産地活性化総合対策事業実施要領(平成23年4月1日付け22生産第10890号農林水産省生産局長通知)XIIIの第8の6の(4)のキの(ア)の規定に基づき交付された助成金の単価を加えた額を単純平均した価格とする。

(イ) 最低基準価格

- a 事業実施主体は、助成基準価格帯を設けるため、最低基準価格を定めるものとする。
- b 最低基準価格は、助成基準価格に100分の74を乗じて得た価格とする。

(ウ) 助成基準価格帯

- a 事業実施主体は、畳表価格の下落の程度に応じて、定額の助成金を交付するための助成基準価格帯を定めるものとする。
- b 助成基準価格帯は、助成基準価格と最低基準価格との差額に4分の1を乗じた額を、助成基準価格から順次差し引き4区分を設けるとともに、最低基準価格以下の区分を1として加え、都合5区分とする。

(エ) 助成金の単価

助成基準価格帯ごとの助成金の単価は、助成基準価格と当該助成基準価格帯の最高額との差額に、指定銘柄にあっては10分の8、一般品にあっては10分の6を乗じた額を限度とする。

(オ) 生産者拠出金の単価

事業実施主体は、最低基準価格以下の区分の助成基準価格帯における助成金の単価に4分の1を乗じた額を生産者拠出金の単価として定めるものとする。

オ 加入契約及び数量契約

(ア) 事業実施主体は、イの要件を満たす生産者との間で、別記1により本事業に加入するための契約（以下「加入契約」という。）を締結するものとする。

なお、加入契約を締結した生産者（以下「加入契約者」という。）より解約の申出がない限り、加入契約は本事業の実施期間中において有効とする。

(イ) 事業実施主体は、加入契約者との間で、毎年、事業の開始までに、別記2により助成金の交付対象となる畳表の数量（以下「契約数量」という。）について契約を締結するものとする。

(ウ) 国は、契約数量に限度を設けることができるものとする。

カ 資金の造成

(ア) 事業実施主体は、助成金の交付に充てるため、事業年度ごとに、加入契約者ごとの拠出金を算定し、所定の期日までに拠出させ資金を造成するものとする。また、事業実施主体は、当該資金を他の経理と区分して管理し、加入契約者ごとに整理するものとする。なお、拠出期限や拠出方法その他必要な事項は、あらかじめ業務方法書に定め、生産局長の承認を得るものとする。

(イ) 加入契約者の拠出金は、指定銘柄及び一般品の別にエの（オ）の生産者拠出金の単価に、オの（イ）の契約数量を乗じた金額とする。

キ 助成金の交付

(ア) 事業実施主体は、指定銘柄及び一般品の別に当該事業年度に売買された畳表の平均取引価格が助成基準価格を下回った場合に、助成金を交付するものとする。

(イ) （ア）の畳表の平均取引価格は、指定銘柄及び一般品の別に、産地代表市場において売買された畳表の価格の加重平均値とする。

(ウ) 加入契約者ごとの助成金額は、指定銘柄及び一般品の別に定めた助成基準価格帯のうち、(ア)の平均取引価格を含む助成基準価格帯の助成金の単価に、当該加入契約者の契約数量又は売買数量のいずれか少ない数量を乗じた額を限度とする。

ただし、加入契約者ごとの助成金額の4分の1以上は、当該加入契約者の拠出金によるものとする。

(エ) (ウ)により算出した助成金の所要総額に4分の3を乗じて得た額が経営所得安定化対策事業費として承認された国庫補助金の額を上回る場合には、事業実施主体は、当該国庫補助金の額を限度として、助成金の単価を見直した上で、加入契約者に対して助成金額を通知し、助成金を交付するものとする。

(オ) 事業実施主体は、助成金の支払い方法等について、あらかじめ業務方法書に定め、生産局長の承認を得るものとする。

(カ) 事業実施主体は、助成金の交付に当たって、あらかじめ指定銘柄及び一般品の別に売買の実績を確認するため、加入契約者に別記3により、売買実績報告書を提出させるものとする。

(キ) 事業実施主体は、加入契約者が故意又は重大な過失により加入契約又は事業実施主体が定める業務方法書の規定に違反した場合には、当該加入契約者に対し、助成金を交付せず又は返還させなければならない。

ク 端数処理

(ア) エの(ア)の助成基準価格の算定の基礎となる平成19い業年度から平成23い業年度までの各年度における当該年産価格を平均した価格の算出に当たっては、1円未満の端数は四捨五入するものとする。

(イ) エの(ア)の助成基準価格、エの(イ)の最低基準価格、エの(ウ)の助成基準価格帯及びキの(イ)の平均取引価格の算出に当たっては、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(ウ) エの(エ)の助成金の単価及びエの(オ)の生産者拠出金の単価の算出に当たっては、小数点以下一位未満の端数は四捨五入するものとする。

(エ) オの(イ)の契約数量は10枚を単位とする。

(オ) キの(ウ)の売買数量は10枚を単位とし、10枚未満は切り捨てるものとする。

(カ) キの(ウ)及び(エ)の加入契約者ごとの助成金額の算出に当たっては、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

ケ 業務方法書

事業実施主体は、本事業を実施するため、次に掲げる事項を記載した業務方法書を作成し生産局長の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。

(ア) 産地卸売市場及び産地代表市場に関すること

(イ) 加入契約及び数量契約に関すること

(ウ) 加入契約者の拠出金に関すること

(エ) 資金の管理に関すること

(オ) 助成金の交付に関すること

(カ) 指定銘柄に関すること

(キ) その他本事業に係る業務運営に必要なこと

7 花き産業活性化事業

(1) 花きに対する正しい知識の検証・普及事業の実施に当たっては、第6の6の(1)のアからエまでの取組を全て行うこと。

(2) 花育活動推進事業の実施に当たっては、第6の6の(2)のアからウまでの取組を全て行うこと。

8 普及活動情報基盤整備事業

事業実施主体は、本事業終了後も継続的な情報の収集・発信に努めるものとする。

9 革新的農業技術習得支援事業

(1) 研修ニーズ調査等の実施にあたっては、第6の8の(1)のアからウまでのすべてを実施するものとする。

(2) 第6の8の(2)の革新的農業技術の研修実施にあたっては、複数都道府県からの受講を前提としたカリキュラムとなるよう留意するとともに、講義、実習、討議等を必要に応じ組み合わせるものとする。

10 ニュービジネス育成・強化支援事業

(1) ニュービジネス育成・強化に係る全国団体等の運営

ニュービジネス育成・強化支援事業の運営のための協議会等を開催できるものとする。

(2) 中間事業者の経営発展の支援に関する事業

食品流通業者、食品製造業者等、学識経験者等で構成された検討委員会を開催し、中間事業者に対し、経営上における課題や解決手法に関する知識や情報の提供等を行うための研究会の開催、加工・業務用の生産者、中間事業者、食品製造業者等の連携強化及び販路開拓のための交流会等の開催等を実施できるものとする。

(3) 安定供給体制の確立に関する事業

生産者、食品流通業者、食品製造業者等、学識経験者等で構成される検討委員会を開催し、加工・業務用の新品種及び新技術の導入、生産及び流通コスト低減等のための実証試験の実施とりまとめ及び普及推進、加工・業務用野菜の生産・流通一貫体系マニュアルの作成・普及、安定供給体制の整備のための産地間連携方策検討等を実施できるものとする。

(4) 情報発信に関する事業

生産者、食品流通業者、食品製造業者等に対して加工・業務用国産原材料の生産・利用拡大に資するため、検討委員会を開催し、国内外の国産原材料の生産、流通についての先例事例等の調査・収集及び検討、情報提供、情報の共有化の検討等を実施できるものとする。

別紙

全国推進補助対象経費

全国推進事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		<p>事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費</p> <p>ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること。
事業費	会場借料	<p>事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費</p>	
	通信運搬費	<p>事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> 切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	<p>事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借り上げ経費</p>	
	印刷製本費	<p>事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費</p>	
	資料購入費	<p>事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	<p>事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原材料は物品受払簿で管理すること。

	消耗品費	<p>事業を実施するために直接必要な以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額（3万円未満）な物品の経費 ・ CD-ROM等の少額（3万円未満）な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額（3万円未満）な器具等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
	助成費	<p>いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業に限る。</p> <p>いぐさ・畳表生産者の経営安定のために支払う助成金</p>	
旅費	委員旅費	<p>事業を実施するために直接必要な会議の出席または技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費</p>	
	調査旅費	<p>事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費</p>	
謝金		<p>事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・ 事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。

賃金		<p>事業を実施するために直接必要な業務を目的として本事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
専門員等設置費		<p>普及活動情報基盤整備事業に限る。</p> <p>普及活動情報基盤整備事業を実施するために直接必要な企画・運営、調査・分析、相談、システム開発等専門技術・知識を要する業務を行うために配置する専門員、コンサルタント、システムエンジニア等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		<p>本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのものまたは、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		<p>事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・試作品の製作・加工について、他者に設計図を示して製作・加工を行って

		り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	もらう場合の費用を含む。
雑役務費	飲食費	事業を実施するために直接必要な会議を開催する際の茶菓代の経費	・会議におけるお茶・コーヒー等簡素なものに限り、弁当は認めない。
	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う通勤の経費	

1. 賃金及び専門員等設置費については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。
2. 上記欄の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。
 - (1) 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
 - (2) 支払が翌年度となる場合
 - (3) 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

別記1 (いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業)

いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業加入契約書(例)

〇〇〇〇〇(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇【事業実施主体】(以下「乙」という。)は、国の定める要領等、乙の定める業務方法書等に基づき、乙が実施主体となって実施するいぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業(以下「経営安定事業」という。)の加入について以下のとおり契約を締結する。

(遵守事項)

第1条 甲は、経営安定事業の趣旨を了知の上、本事業に加入し、毎年、助成金の交付対象として申し込む数量についての契約(以下「数量契約」という。)を乙と締結し、申込みを行った数量(以下「契約数量」という。)について第2条に定める拠出金を乙に納付するものとする。

2 乙は、甲からの拠出金(以下「資金」という。)を造成し、善良なる管理者として資金の管理を行うとともに、甲が売買した助成金の対象となるものに対して助成金の交付を行う。

(数量契約及び拠出金の納付)

第2条 甲は、別に定める「数量契約書」により、一の事業年度の開始日までに契約数量の申込みを行い、併せて、拠出金単価に契約数量を乗じた金額(以下「拠出金必要額」という。)を生産者拠出金として毎年〇月〇日までに乙に納付する。

2 乙は、甲の拠出金必要額に変更があった場合は、次により拠出金の精算を行うものとする。

(1) 変更後の拠出金必要額が、当初に拠出した金額を下回る場合は、乙はその差額を甲に返還する。

(2) 変更後の拠出金必要額が、当初に拠出した金額を上回る場合は、甲はその差額を乙に納付する。

(売買実績の報告)

第3条 甲は、毎年度、事業年度の終了後、売買実績報告書を作成し、乙に提出する。

(助成金の交付)

第4条 乙は、指定銘柄及び一般品の別に当該事業年度に売買された畳表の平均取引価格が助成基準価格を下回った場合に、甲に助成金を交付するものとする。

2 甲の助成金額は、指定銘柄及び一般品の別に定めた助成基準価格帯のうち、前項の平均取引価格を含む助成基準価格帯の助成金の単価に、甲の契約数量又は第3条の売買実績報告書に基づく売買数量のいずれか少ない数量を乗じた額を限度として交付するものとする。

ただし、甲の助成金額の4分の1以上は、甲の拠出金によるものとする。

3 乙が契約を締結している全加入契約者の助成金の所要総額に4分の3を乗じて得た額が産地活性化総合対策事業実施要領(平成23年4月1日付け22生産第10890号農林水産省生産局長通知)Ⅶの第6の5の(1)の経営所得安定化対策事業費として承認された国庫補助金の額を上回る場合には、乙は、当該国庫補助金を限度として、助成金の単価を見直した上で、甲に対して助成金額を通知し、助成金を交付するものとする。

4 甲は、助成金の申請手続に虚偽の記載があった場合又は拠出金の納付等本契約の履行を怠った場合は、乙の求めに応じて助成金の全部又は一部を返還する。

(資金の管理)

第5条 乙は、甲に対する助成金が造成された資金を下回った場合には、その剰余金を翌年度に繰り越す

ものとする。

2 資金の運用益は、経営安定事業の管理費又は事務費に充当する。

(契約の解除)

第6条 乙は、甲が次に掲げる項目のいずれかに該当する場合には、経営の停止及び中断等やむを得ない場合を除き、原則として契約期間終了後に、本契約の解除を行うものとする。

(1) 当該事業年度の数量契約を締結しないと意思表示がなされた場合（契約数量をゼロとして契約する場合を除く。）

(2) 甲より乙に対して、本契約の解除の申入れがあった場合

(解除に伴う資金の精算)

第7条 本契約が解除された時点で、甲の資金収支に余剰がある場合は、乙は当該余剰金のうち甲の拠出金相当額を甲に返還する。

(承諾事項)

第8条 甲は、甲の売買実績等に関して、販売委託先、卸売市場等が把握している情報を経営安定事業に係る事務に必要な範囲において、乙に提供することを承諾する。

(国の要領等の改正)

第9条 国の要領等の改正に伴い、本契約が国の要領等に抵触することとなった場合は、国の要領等の規定に従うものとする。

(事業の終了)

第10条 乙は、国が経営安定事業を終了した場合又は経営安定事業の続行が不可能になった場合には、事業を終了することができるものとし、この場合、甲の資金については、第7条の定めに基づいて処理するものとする。

(契約期間)

第11条 本契約の有効期間は、契約の締結日から一の事業年度の末日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙が相手方に書面による契約解除の意思表示を行わない場合は、次の事業年度の末日まで延長するものとし、経営安定事業の実施期間中において同様とする。

平成 年 月 日

この契約の証として、本書正2通を作成し甲乙それぞれ1通を保有する。

(甲)

(乙)

(注1) 甲は、別紙1の経営安定事業加入要件確認表を添付し、乙に提出すること。

(注2) 生産出荷組織による一括申込みの場合は、甲は当該生産出荷組織の代表とし、別紙2の構成員等一覧表を添付すること。

別記1 別紙1

経営安定事業加入要件確認表

生産者氏名 _____
 住所 _____

1 所得

(単位：万円、%)

	農業所得	その他所得	計（農家所得）
金額			
割合			

注：直近の年間所得額を記入すること。

2 労働日数

(単位：日／年)

自営農業従事日数	
----------	--

注：世帯員の中で、最も自営農業従事日数の多い者の日数を記入すること。

3 銘柄品種作付状況

(1) 作付面積

(単位：a、%)

	品種名	平成 25 年産		平成 29 年産 (計画)	
		面積	割合	面積	割合
銘柄品種					
	計				
その他品種					
計					

(2) 平成 25 年産銘柄品種作付面積割合が 5 割未満の場合、その理由

--

(3) 平成 29 年産の計画の実行に当たっての具体的なスケジュール及び作付面積を拡大する場合はその方法（借地、購入等）

--

4 QRコード等による生産履歴付き畳表の出荷の取組状況

●生産履歴付き畳表の出荷数量割合

平成 25 年産（基準）			平成 29 年産（計画）		
契約枚数 a	生産履歴付き畳表 の出荷枚数 b	割合 b / a	契約枚数 c	生産履歴付き畳表 の出荷枚数 d	割合 d / c
枚	枚	%	枚	枚	%

別記2 (いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業)

いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業数量契約書 (例)

〇〇〇〇〇 (以下「甲」という。) と〇〇〇〇〇〇【事業実施主体】 (以下「乙」という。) は、平成 年 月 日付けで締結した加入契約第1条に基づき、甲の製織する平成〇年度 (平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間) の畳表に関し、次のとおり契約を締結する。

(経営安定事業の契約数量)

甲がいぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業に申込みを行う数量 (以下「契約数量」という。) は、次のとおりとする。

総契約数量			,			0	枚
指定銘柄	〇〇〇		,			0	枚
	〇〇〇		,			0	枚
	〇〇〇		,			0	枚
一般品			,			0	枚

注：契約数量は10枚を単位とする。

(参考)

(単位：a)

		前年産	当年産
いぐさ総作付面積			
品種別内訳	〇〇〇		
	〇〇〇		
	〇〇〇		
	〇〇〇		

この契約締結の証として、本書正1通、写1通を作成し、正は乙が、写は甲が保有する。

平成 年 月 日

(甲)

(乙)

注：生産出荷組織による一括申込みの場合は、甲は当該生産出荷組織の代表とし、別紙の構成員等一覧表を添付すること。

別記3 (いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業)

いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業売買実績報告書

年 月 日

事業実施主体

代表者

殿

住 所
氏 名 印

加入契約第 条に基づき、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの売買実績を下記のとおり報告します。

記

1 売買実績等

総売買数量			,			0	枚
指定銘柄	〇〇〇		,			0	枚
	〇〇〇		,			0	枚
	〇〇〇		,			0	枚
一般品			,			0	枚

注：売買実績は、10枚未満を切り捨てる。

(参考) 契約数量

総契約数量			,			0	枚
指定銘柄	〇〇〇		,			0	枚
	〇〇〇		,			0	枚
	〇〇〇		,			0	枚
一般品			,			0	枚

2 添付書類

(市場等からの売買実績の写し等の売買記録が確認できるものを添付すること。)

(注) 加入契約者は、本書の写しを保存すること。

参考

いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業業務方法書（例）

民間団体名 ○○○○○

第1章 総則

（目的）

第1条 この業務方法書は、いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業（以下「本事業」という。）の実施に当たって、国の定める産地活性化総合対策事業実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10890号農林水産省生産局長通知。以下「要領」という。）に基づき、○○○○○（以下「本会」という。）が行う業務の方法についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 本会は、その業務の公共的重要性にかんがみ、行政庁その他関係機関との緊密な連絡の下に、その業務を能率的かつ効率的に運営するものとする。

第2章 事業の実施

（銘柄の指定）

第3条 本会は、要領Ⅶの第8の6の（4）のアにより、次のとおり銘柄を指定するものとする。

	指定銘柄名	使用品種名	畳表の単位面積当たりの重量
①			
②			
③			

（産地卸売市場及び産地代表市場の選定）

第4条 本会は、要領Ⅶの第8の6の（4）のウの（ア）のaの産地卸売市場及び要領Ⅶの第8の6の（4）のエの助成基準価格等を算定する際の産地代表市場として、次に掲げる市場を選定するものとする。

産地卸売市場名	住所	設立主体	設立年月日	産地代表市場に該当
○○市畳表市場	○○市○○	○○市		
○○農協畳表市場	○○市○○○	○○農協		
○○町畳表市場	○○町○○○	○○町		

(助成基準価格等の公表)

第5条 本会は、本事業の実施に当たって、あらかじめ、要領の定めるところにより助成基準価格、最低基準価格、助成基準価格帯、助成金の単価及び生産者拠出金の単価を算定し、公表するものとする。

(加入契約)

第6条 本会は、本事業に加入しようとする生産者との間で、一の事業年度（要領Ⅶの第8の6の（2）に定める事業年度をいう。以下同じ。）の開始日までに本事業に加入するための契約（以下「加入契約」という。）を締結するものとする。

- 2 加入契約においては、契約期間、数量契約の締結、拠出金の納付、拠出金から生じる運用益の取扱い、助成金の交付、助成金の返還、契約の解除その他必要な事項を定めるものとする。
- 3 加入契約の契約期間は、原則として契約の締結日から一の事業年度の末日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに契約解除の意思表示が行われない場合は、次の事業年度の末日まで延長するものとし、本事業の実施期間中において同様とする。
- 4 加入契約は、経営の停止及び中断等やむを得ない場合を除き、契約期間終了後でない限り解除できないものとする。この解除に当たって、当該加入契約者の拠出金に剰余がある場合は返還するものとする。

(数量契約)

第7条 本会は、加入契約を締結した者（以下「加入契約者」という。）との間で、一の事業年度の開始日までに助成金の交付対象とすべき数量を定める契約（以下「数量契約」という。）を締結するものとする。

- 2 数量契約の数量は、当該年のいぐさの作付面積等を勘案し算出するものとし、毎年度変更することができるものとする。

(生産出荷組織の一括契約)

第8条 生産出荷組織の構成員が加入契約及び数量契約を締結する場合においては、当該生産出荷組織は、当該構成員に係る手続を一括して行うことができる。

(拠出金)

第9条 本会は、毎年、〇月〇日までに助成金の交付に充てるため、加入契約者に拠出金を納付させ、いぐさ・昼表農家経営所得安定化対策資金（以下「対策資金」という。）を造成するものとする。

- 2 拠出金の額の算出方法は次のとおりとする。
 - （1）初年度においては、指定銘柄及び一般品の各拠出単価に数量契約で定めたそれぞれの数量を乗じた額の総額
 - （2）2年度目以降においては、制定銘柄及び一般品の各拠出単価に数量契約のそれぞれの数量を乗じた額の総額から前年度までの拠出金の残高に相当する額を控除した額
- 3 本会は、数量契約の変更等により拠出金の不足金が生じた場合には当該加入契約者に当該不足金を納付させるものとし、過受金が生じた場合には当該加入契約者に当該過受金を返還するものとする。

(助成金の交付)

第10条 本会は、指定銘柄及び一般品の別に当該事業年度に売買された昼表の平均取引価格が助成基準価格を下回った場合に、助成金を交付するものとする。

- 2 前項の量表の平均取引価格は、指定銘柄及び一般品の別に、第4条の産地代表市場において売買された量表の価格の加重平均値とする。
- 3 加入契約者ごとの助成金額は、指定銘柄及び一般品の別に定めた助成基準価格帯のうち、第1項の平均取引価格を含む助成基準価格帯の助成金の単価に、当該加入契約者の契約数量又は売買数量のいずれか少ない数量を乗じた額を限度として交付する。
ただし、加入契約者ごとの助成金額の4分の1以上は、当該加入契約者の拠出金によるものとする。
- 4 前項により算出した助成金の所要総額に4分の3を乗じて得た額が経営所得安定化対策事業費として承認された国庫補助金の額を上回る場合には、本会は、当該国庫補助金の額を限度として、助成金の単価を見直した上で、加入契約者に対して助成金額を通知し、助成金を交付するものとする。
- 5 本会は、加入契約者に対して助成金の交付に当たって、あらかじめ指定銘柄及び一般品の別に売買の実績を確認するため、売買実績報告書を提出させるものとする。
- 6 本会は、加入契約者が故意又は重大な過失により加入契約又は事業実施主体が定める業務方法書の規定に違反した場合には、当該加入契約者に対し、助成金を交付せず又は返還させるものとする。

(補助金の返還)

第11条 本会は、補助金を受けた後に助成要件を満たさないことが判明した場合は、当該助成金に係る補助金を、農林水産省に速やかに返還するものとする。

(報告の徴収等)

- 第12条 本会は、必要があると認めるときは、加入契約者に対し、売買実績等に関する情報の提供を求めることができるものとする。
- 2 本会は、本事業に関する帳簿及び証拠書類又は証拠物を、各事業年度ごとに、事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

第3章 対策資金の管理

(対策資金の管理)

- 第13条 本会は、対策資金を本事業による助成金の交付以外の用途に使用してはならない。
- 2 本会は、対策資金を次に掲げる方法により管理するものとする。
 - (1) 銀行への預金
 - (2) 郵便貯金
 - (3) 国債、地方債、政府保証債又は銀行若しくは農林中央金庫が発行する債券の取得
 - (4) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託（運用方法を特定するものを除く。）
 - (5) (3)により取得した有価証券の信託業務を営む銀行又は信託会社への信託
 - 3 本会は、対策資金に剰余が生じた場合には、これを翌年度以降に繰り越すものとする。
ただし、事業終了時点で対策資金に剰余がある場合は、加入契約者に返還するものとする。
 - 4 本会は、対策資金を他の業務に係る資金と区分して経理するため、対策資金勘定を設けるものとする。
 - 5 本会は、加入契約者ごとに対策資金の収支管理を行うものとする。

(果実等の取扱い)

第14条 本会は、対策資金の運用に伴い生ずる収入を当該対策資金勘定に繰り入れることができるものとする。ただし、当該収入を事業の管理運営に要する経費に充てることのできるものとする。

第4章 報告

(事業実施状況の報告)

第15条 本会は、助成金の交付額等を確認の上、要領Ⅶの第4の1の事業実施状況の報告を農林水産省生産局長に提出するものとする。

第5章 雑則

(事業実施期間)

第16条 本会は、本事業を平成〇〇年度から平成〇〇年度まで実施することとする。